

令和3年度 瑞浪市移住定住促進ポータルサイト及び  
パンフレット・ポスター制作業務委託仕様書

1 目的

瑞浪市の魅力や特徴を効果的にPRする企画を立案し、一元的にポータルサイト及びパンフレット・ポスターを制作して情報発信することで、移住人口の促進、関係人口の創出・拡大を図る。

2 業務委託名

市協委第2号

瑞浪市移住定住促進ポータルサイト及びパンフレット・ポスター制作業務

3 履行期間

契約の日から令和4年3月4日（金）までとする。但し、ポータルサイトの制作及びポスターの納品は、令和4年1月31日（月）までに完了するものとする。

4 委託価格の上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務概要

瑞浪市の魅力や特徴を効果的にPRできるよう、一元的に以下のツールの構築及び制作を行う。

(1)ポータルサイト制作

ア ポータルサイト企画・構築

(ア)ポータルサイト構築

- ①トップページデザイン及びサイトの企画・構成
- ②テンプレート作成
- ③HTMLコーディング

(イ)コンテンツ制作

ポータルサイトの内容は以下を想定しているが、移住者にとって効果的であると考えられる情報があれば積極的に提案すること。瑞浪らしきを出し、他市町村との差別化を図ること。

- ①市の概要紹介（本市の魅力「瑞浪らしき」等を紹介する内容とすること）
- ②瑞浪市へ移住された方の市民の紹介（8世帯程度のインタビューを掲載）
- ③瑞浪市空き家・空き地バンクに登録された物件の登録情報
- ④住まい、子育て、仕事等に関する施策情報
- ⑤ふるさとみずなみ応援寄附金（ふるさと納税）に関する情報
- ⑥各種PR動画紹介（別途、発注者が複数用意する2～3分程度の動画を紹介）
- ⑦市内の高校、大学との域学連携の取組を紹介
- ⑧市内8地区の紹介（地図上に示し、地区の特色を紹介）
- ⑨市公式ホームページ、各地区まちづくり推進協議会、市内各学校等のウェブサイトへのリンクを作成
- ⑩その他自主企画ページ

※コンテンツ制作に必要なテキスト、図等の素材収集は、発注者と協議の上、受注者が調査、取材等情報収集を行い用意するものとする。なお、発注者は素材提供、取材者への交渉等、可能な範囲において協力する。

## イ デザイン・構成等

移住を考えている人に向けた情報発信源として位置付け、いずれは瑞浪市に暮らしたいと思えるような、豊かな暮らしぶりが視覚的に捉えられる構成とすること。特に、子育て世代の共感を得られるようなデザインや仕掛けを採用すること。

## ウ ポータルサイトの機能要件等

契約期間以降のポータルサイトの運用（図、テキスト等の変更・修正）は、本市担当職員が行うことを前提とし、以下の全てを満たすこと。なお、ソフトウェア等の選定にあたっては、事前に発注者と協議し、承認を得た上で提案すること。

### （ア）ドメイン及びURL

発注者が指定したURLをトップページとし、全てのファイルは、当該URL以下に配置すること。

### （イ）動作環境

Internet Explorer、Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox、Microsoft Edge等のウェブブラウザに対応することとし、画面サイズを変更した場合でも見やすい可変デザインであること。

また、スマートフォンやタブレット端末でも利便性が高いデザインとすること。原則、パソコンサイトと同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

### （ウ）アクセシビリティ

「JISX8341-3：2016」（正式名称「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」という。）の等級AAに準拠すること。

### （エ）CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）

ポータルサイトの更新及びページデザインやテンプレート、コンテンツの修正等が容易に行えるよう、Joruri CMSの仕様に準じたオープンソースソフトウェアで構築すること。また、次に定める要件を満たすこと。

①ユーザID、パスワードによる認証を行うこと。

②発注者インターネットパソコンからウェブサイトの更新ができること。

※インターネットパソコン仕様 OS：Windows10 ブラウザ：Microsoft Edge

### （オ）サーバ要件等

発注者が用意する、本市外部公開用Webサーバに準じてセキュリティ対策を実施した仮想Webサーバにポータルサイトを構築し、本市及び当該仮想サーバを管理する業者と調整を行い、本市インターネット用パソコンから運用できるようにすると共に外部公開できるようにする。

※サーバ仕様 OS：CentOS Ver7.0 CPU：2VP メモリ：4GB HDD：100GB

### （カ）更新画面

定期的に更新を必要とするコンテンツは、本市担当職員が容易に内容を更新できるよう、テンプレート画面を用意すること。

### （キ）コンテンツの追加等

他市町村のホームページを制作した実績のあるレベルの業者が容易にコンテンツを追加できるよう分かりやすいポータルサイトのコーディングを行うと共に、コンテンツの追加を考慮したデザインにすること。

### （ク）契約期間以降の運用費

必要としないこと。

## エ ポータルサイト運用支援

### (ア) 操作マニュアルの作成

契約期間終了後のポータルサイトの運用（図、テキスト等の変更・修正）は、本市担当職員が行うことを前提に、操作マニュアルを作成すること。専門用語を極力使わず、平易な表記とすること。

### (イ) 取扱説明会の実施

ポータルサイトの運用開始後、本市担当職員に対し、ポータルサイトの円滑な運用のための説明会を実施すること。

## オ 保証について

本委託業務の検査完了後1年以内において、設計・制作上に起因することが明らかな障害が発生した場合には、受注者の責任において無償で改修を行うものとする。

## (2) パンフレット制作

### ア 企画・全体構成

(ア) ウェブサイトの概要版として位置付けるため、ポータルサイトと統一感のあるデザイン・構成とすること。

(イ) 表紙は写真を使用し、タイトルは「人、街、自然、すべてが学校。」とすること。

(ウ) レイアウトやデザイン、取材先等については、発注者と協議を行い決定すること。

### イ 印刷製本

(ア) サイズはA4、フルカラー、中綴じ、16ページ程度とし、8,000部作成すること。

(イ) 紙質は、表紙をコート紙135kg、表面マットPP加工とし、紙面についてはマットコート110kgとする。

(ウ) 校正（文字、色）は、2回以上行うこと。

(エ) 原稿の最終データ及び使用した画像を電子データ（PDF等）にて納品すること。

(オ) 文字については、UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用すること。

## (3) ポスター制作

### ア デザイン

(ア) ポータルサイトと統一感のあるデザインとすること。

(イ) 年間を通じてPRに使用できるデザインとすること。

(ウ) 写真を使用し、タイトルは「人、街、自然、すべてが学校。」とすること。

### イ 印刷

(ア) サイズ、部数については、下記（4）ポスター掲出の掲出場所に応じて、受注者より提案すること。

(イ) 校正（文字、色）は、2回以上行うこと。

(ウ) 原稿の最終データ及び使用した画像を電子データ（PDF等）にて納品すること。

## (4) ポスター掲出

本市がメインターゲットとする名古屋圏の20～40代の子育て世代に対し、効果的にPRできるポスター掲出場所及び時期について、受注者が検討し、提案すること。

なお、ポスターの掲出についても受注者で実施することとし、掲出時期はポータルサイト公開後とすること。

## 6 納品物

- (1) ポータルサイト
  - ・構成物一式（各種ソフト、テキスト、画像、動画等のデータ、関連資料）
  - ・操作マニュアル
- (2) パンフレット
  - ・印刷物 8,000部
  - ・電子データ 一式
- (3) ポスター
  - ・印刷物 掲出場所へ直接納品。但し、30部は発注者へ納品すること。
  - ・電子データ 一式

## 7 納品場所

瑞浪市まちづくり推進部市民協働課

（岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地 瑞浪市役所 西分庁舎1階）

## 8 著作権の取り扱い

本業務の成果物等及び本サイトに登録される情報に関しては、著作権及び所有権は発注者に帰属する。

## 9 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に発注者に対して書面にて再委託の内容、再委託先、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

## 10 その他

- (1) 受注者は、本業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記されていないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、他者の知的所有権及びプライバシー権等への配慮がなされていること。他者の権利を侵害したことにより、相手方から損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (5) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

以上